資料１

（抜粋版）

川崎市総合計画

第２期実施計画

川崎をもっともっと
住みやすいまちにするために。

川崎市

平成30（2018）年3月

もっともっと住みやすいまちへ。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

守られて安全。つながり合って安心。

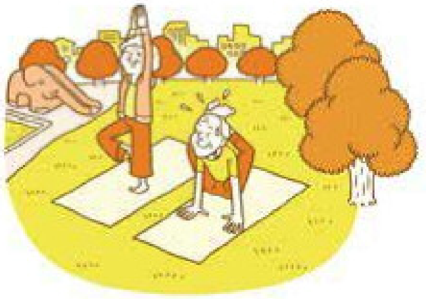

住み慣れたまちで、生きられる幸せ。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

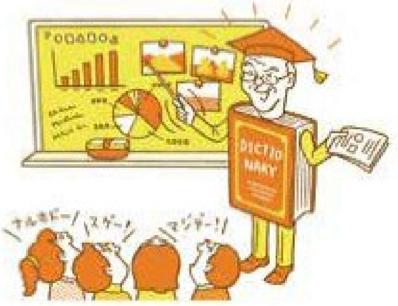

頼りにされるという、生きがい。

子育ても、まちぐるみなら安心!

夢に向かって、ひとっ飛び!

川崎の未来に向けた第2ステージ!

これからも川崎がずっと笑顔輝くまちであるために。
私たちは、「対話」と「現場主義」で、チャレンジを続けます!

市民の皆さんとともに、

3 市民生活を豊かにする環境づくり

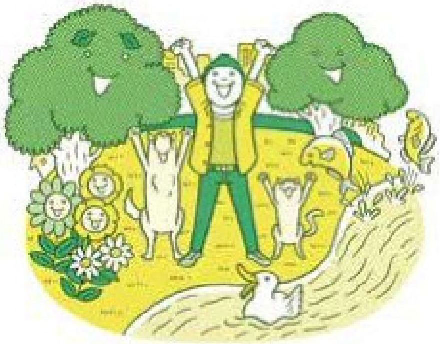

まちを歩けばリフレッシュ!

気づけば誰でもエコライフ。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

世界に広がるMade in KAWASAKI!

つながる便利。広がる快適。

まちがステージ、みんなが主役!

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

まちを好きな人が多いと、まちは良くなる!

前のページのイラストの説明

新たな総合計画は、私たちの「まち」川崎をもっともっと住みやすくするための方針や取組のすべてを網羅した計画です。

その詳細かつ膨大な取組を分かりやすくイメージ化したものが、前のページに示したイラストです。

以下に、それぞれのイラストに込めた、「みんなの力を合わせて、こんなまちにしていきたい」という思いを記載しています。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

守られて安全。つながり合って安心。
‥自然災害への対策はもちろん、いざという時に助け合える「顔の見える関係」づくりをサポートします。

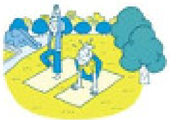

住み慣れたまちで、生きられる幸せ。
‥超高齢社会でも、生き生きと安心して暮らし続けられるしくみをつくります。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子育ても、まちぐるみなら安心！
‥「子育てするなら川崎！」と思ってもらえるような、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

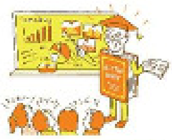

頼りにされるという、生きがい。
‥いつまでも学びたいという気持ちや生きがいを応援するためのネットワークをつくります。

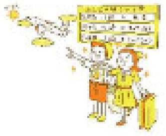

夢に向かって、ひとっ飛び！
‥夢に向かって歩き出す、子どもたちの未来を拓く学びを応援します。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

まちを歩けば、リフレッシュ！
‥多摩川や貴重なみどりを守り、誰もが安らぎ、くつろげる環境づくりを行います。

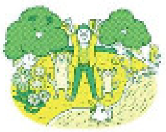

気づけば誰でもエコライフ。
‥地球環境に配慮し、市民一人ひとりのエコな行動を当たり前のものにしていきます。

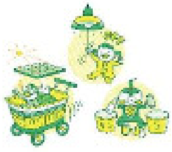

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

世界に広がる Made in KAWASAKI！
‥世界をリードする川崎のビジネスを、力強くサポートします。

つながる便利。ひろがる快適。
‥首都圏の中でつながり、魅力ある暮らしやすいまちをつくります。

まちがステージ、みんなが主役！
‥スポーツや文化活動が盛んなワクワクできるまちを、未来へとつなぎます。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

まちを好きな人が多いと、まちは良くなる！
‥みなさんのまちづくりへの積極的な参加を応援し、共に創りあげる地域社会をめざします。

目 次

Ⅰ 総論 …… P１

1 総合計画の趣旨 …… P3
2 計画の構成 …… P3
3 計画期間 …… P4
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等 …… P5
5 計画策定にあたっての基本認識 …… P6
6 未来に向けた重要な節目となる年次及びポイント …… P38
7 都市構造と交通体系の考え方 …… P40
8 計画の推進に向けた考え方 …… P46

Ⅱ かわさき１０年戦略 …… P67

1 「かわさき１０年戦略」の基本的な考え方 …… P69
2 中長期的な課題と戦略との関係等について …… P70
3 「かわさき１０年戦略」の概要及び個別の戦略 …… P71

Ⅲ 実施計画 …… P79

■政策体系別計画 …… P81
（政策体系別計画　目次） …… P86
■区計画 …… P369
1 区計画の目的 …… P370
2 区計画の位置づけ …… P370
3 区計画の構成 …… P371
4 区計画策定にあたっての主な現状と課題 …… P372
川崎区 …… P375
幸区 …… P393
中原区 …… P411
高津区 …… P429
宮前区 …… P447
多摩区 …… P465
麻生区 …… P483

Ⅳ 進行管理と評価 P501

1 計画の進行管理 P502
2 市民の実感指標 P505
3 施策の成果指標 P506

資料編 P509

■川崎市基本構想 P510
■川崎市基本計画 P513
■計画の策定経過 P518
■平成 28（2016）年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要 P520
■総合計画と連携する「分野別計画等」 P522
■計画事業費及び政策体系図 P525
■施策を推進する経常的な事務事業一覧 P546
■総合計画に設定する成果指標一覧 P567
■みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～ P610

Ⅰ 総　論

1　総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸※のまち かわさき』の実現をめざします。

※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

2　計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

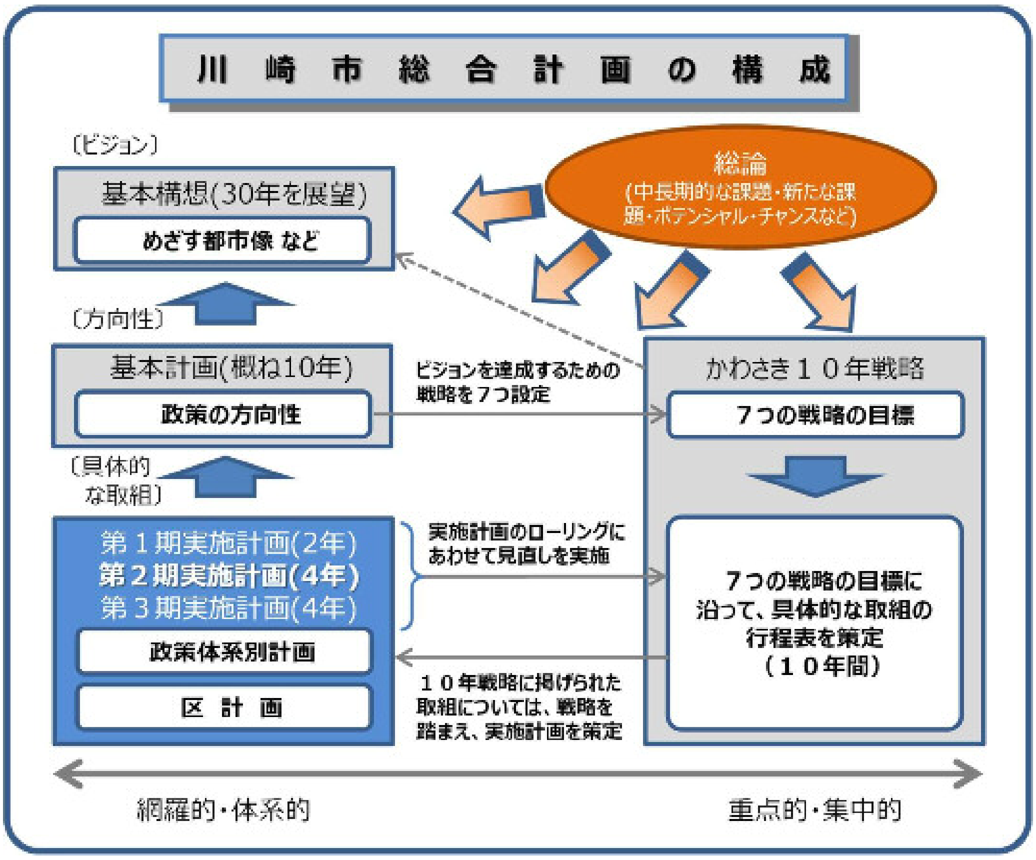

3　計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 2 期実施計画の計画期間は平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 か年となります。

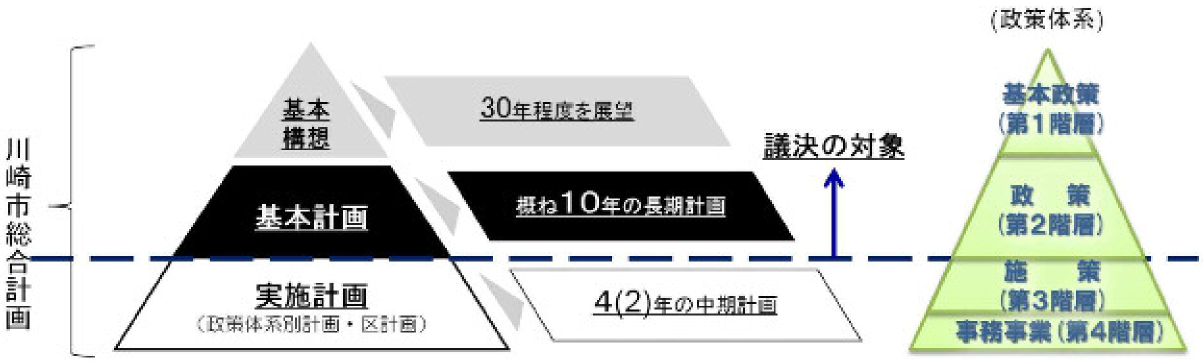

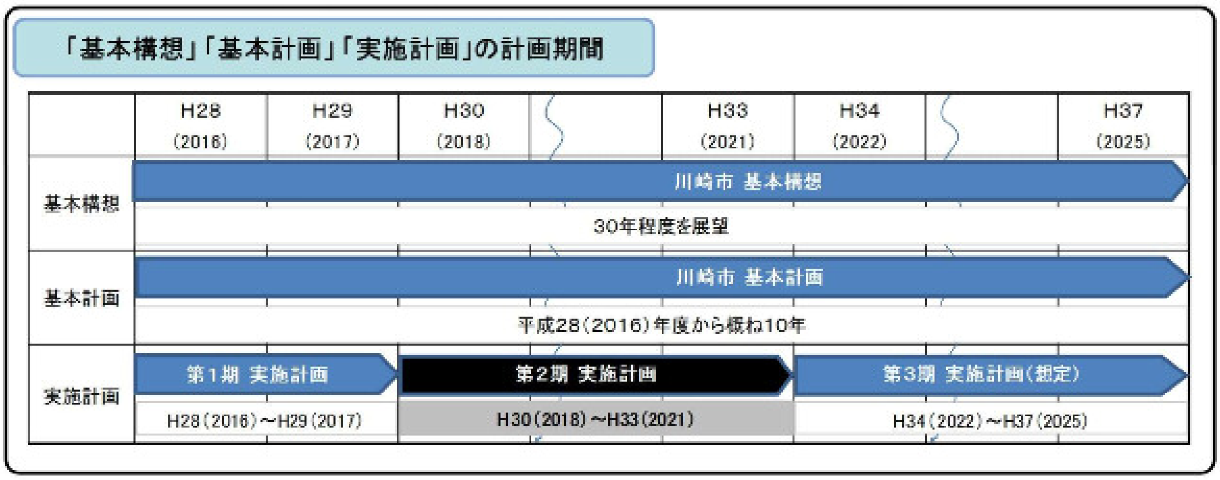

4　基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等

基本構想

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸※のまち　かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」　　「力強い産業都市づくり」

※「最幸」とは‥川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

政 策 体 系

基本計画

5つの基本政策と 23 の政策

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 1 災害から生命を守る
- 2 安全に暮らせるまちをつくる
- 3 水の安定した供給・循環を支える
- 4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
- 5 確かな暮らしを支える
- 6 市民の健康を守る

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 1 安心して子育てできる環境をつくる
- 2未来を担う人材を育成する
- 3 生涯を通じて学び成長する

3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 1 環境に配慮したしくみをつくる
- 2 地域環境を守る
- 3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 1 川崎の発展を支える産業の振興
- 2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上
- 3 生き生きと働き続けられる環境をつくる
- 4 臨海部を活性化する
- 5 魅力ある都市拠点を整備する
- 6 良好な都市環境の形成を推進する
- 7 総合的な交通体系を構築する
- 8 スポーツ・文化芸術を振興する
- 9 戦略的なシティプロモーション

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり
- 1 参加と協働により市民自治を推進する
- 2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

※23 の政策の下に、「実施計画」に位置づけられた 73 の「施策」と約 610 の「事務事業」が連なります。

Ⅲ　実施計画

実施計画について

1　実施計画の趣旨

実施計画は、基本構想に掲げる「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の実現に向けて、計画期間に取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した計画です。

2 計画の期間

計画の期間は、平成 30(2018)年度から平成 33(2021)年度までの４か年とします。

3 計画の構成

(1) 政策体系別計画

基本構想に掲げる５つの基本政策ごとに、基本計画に基づく23の政策の方向性に沿って、それぞれの施策の現状と課題を明らかにした上で、計画期間内に取り組む事業内容及び目標、指標を示しています。

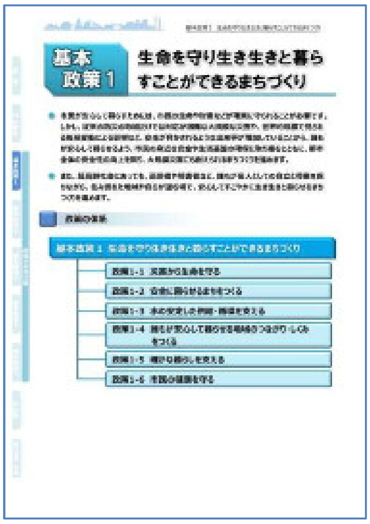
基本政策１
生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

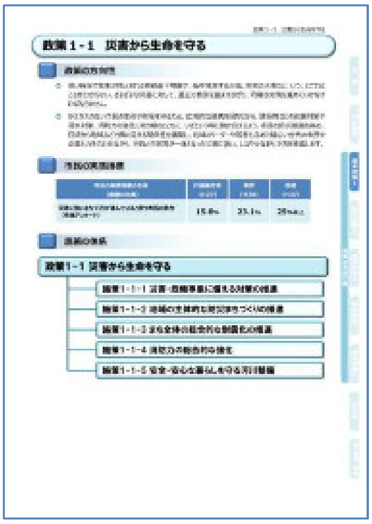
政策１-１ 災害から生命を守る

(2) 区計画

７つの区ごとに、その地域特性を踏まえて区の現状と主な課題をまとめるとともに、まちづくりの方向性や、計画期間に推進する主要な取組を示しています。

また、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」として、市民の参加と協働の取組や、地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組など、それぞれの区で”キラリ”と光る取組を紹介しています。

川崎区
■人口 229,808 人　■世帯数 116,293 世帯
■面積 40.25 km²　（平成 30（2018）年 3 月 1 日現在）
川崎区の概要
川崎区の主な地域資源・魅力等

まちづくりの方向性
第１期の主な取組状況

Ⅲ　実施計画

政策体系別計画

政策体系別計画の見方について

①　基本政策

　まちづくりの基本目標を達成するために基本構想において定める５つの基本政策の内容を記載しています。

②　政策の体系

　基本政策の下に連なる、23 の政策の一覧を表示しています。

基本政策のページ

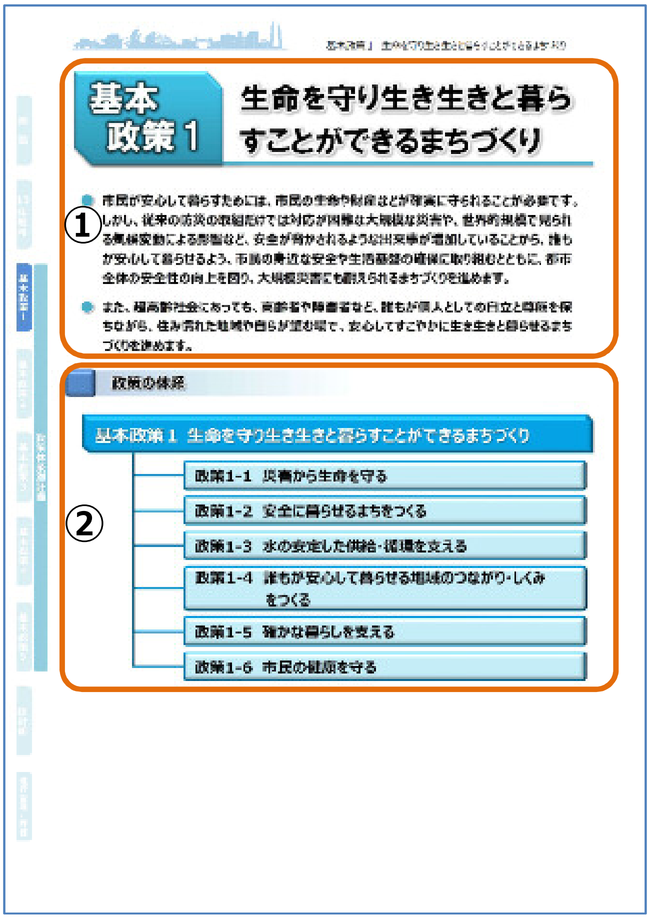

③　政策の方向性

　それぞれの基本政策を体系的に進めるために、基本計画において定める政策の方向性を記載しています。

④　市民の実感指標

　当初の総合計画策定時に実施した市民アンケートの結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね 10 年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。

⑤　施策の体系

　政策の下に連なる 73 の施策の一覧を表示しています。

政策のページ

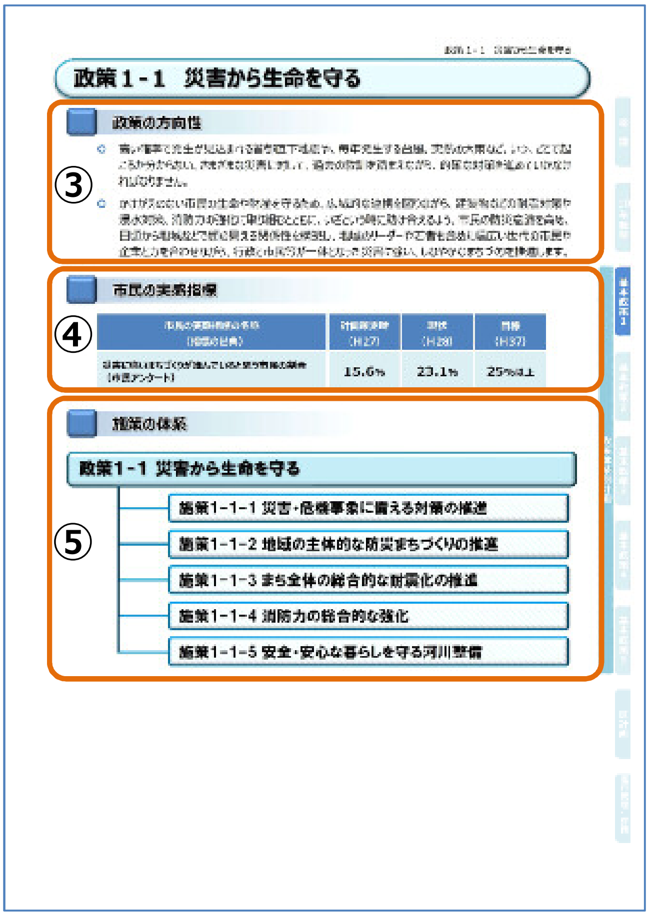

⑥ 第１期の主な取組状況

第１期実施計画期間に取り組んだ事務事業の主な取組状況について記載しています。

⑦ 施策の主な課題

第１期の取組状況や社会環境等の変化を踏まえて、当該施策を進めていく上での主な課題について記載しています。

⑧ 施策の方向性

施策の取組状況や課題を踏まえて、第２期実施計画で施策を推進していく方向性について記載しています。

⑨ 直接目標

施策を推進することによって、市民生活をどのように向上させるのかを端的に文章で表現したものです。

⑩ 主な成果指標

施策に位置づけられた事務事業を推進することにより、直接目標等が、どの程度達成されているか、客観的に評価するための目安として設定したものです。ただし、施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や、会経済状況などを総合的に分析することにより把握していきます。

※「主な成果指標の見方」は、次ページを参照

⑪ 計画期間の主な取組

● 事務事業名

・事務事業名及び計画期間内の事業概要です。

● 現状

・平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度にかけての、取組内容や事業量です。

● 事業内容・目標

・計画期間中の事業実施内容や目標等を示しています。

・「現状」や「事業内容・目標」欄に表記している年次「Ｈ●●」は特段の記載がない限り、「平成●●年度」を意味しています。

施策のページ

政策１-１　災害から生命を守る

施策１　災害・危機事象に備える対策の推進

第１期の主な取組状況

○「国土強靱化地域計画」をはじめとした災害等に関する計画に基づき、公共インフラの耐震化や防災訓練の充実など、災害危機事象に強いまちづくりを推進しています。また、東日本大震災や熊本地震等への職員派遣などから得られた課題等を踏まえ、公的備蓄体制の強化を図るとともに、大規模災害時における国や他自治体等からの応援の受け入れ態勢の整備を目的とした「受援マニュアル」を策定するなど、災害時に適切な対策を講じるための危機管理体制の充実に取り組んでいます。

○災害時の対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の育成・強化や防災ネットワークづくりの促進、企業や団体との防災協定の締結などの災害時の協力体制の整備のほか、「ぼうさい出前講座」や「備える。かわさき」などの啓発冊子により、家庭や事業者などにおける災害への備えについて効果的な周知・啓発を行い、いざというときに地域でお互いに助けあえるしくみづくりにより、地域防災力の向上に向けた取組を進めています。

○本庁舎及び第２庁舎について、災害対策活動の中枢拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した新本庁舎を整備するための取組を進めています。

(2015) (2016) (2017) (2021) (2025)　(2015) (2016) (2017) (2021) (2025)
資料：総務企画局調べ

総合防災訓練の実施状況

施策の主な課題

○避難所を知っている人の割合や家庭内備蓄を行っている人の割合など、市民の自助・共助（互助）にかかわる防災意識が低下傾向にあることから、こうした市民意識の高揚を図るための効果的な取組が求められています。

○熊本地震等への支援活動から得られた課題等から、迅速な避難所開設に向けた初動対策、より円滑な避難所の運営体制や災害対策本部機能の強化等の取組の必要性が生じています。

施策の方向性

● 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進

● 地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進

● 全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進

● 市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実

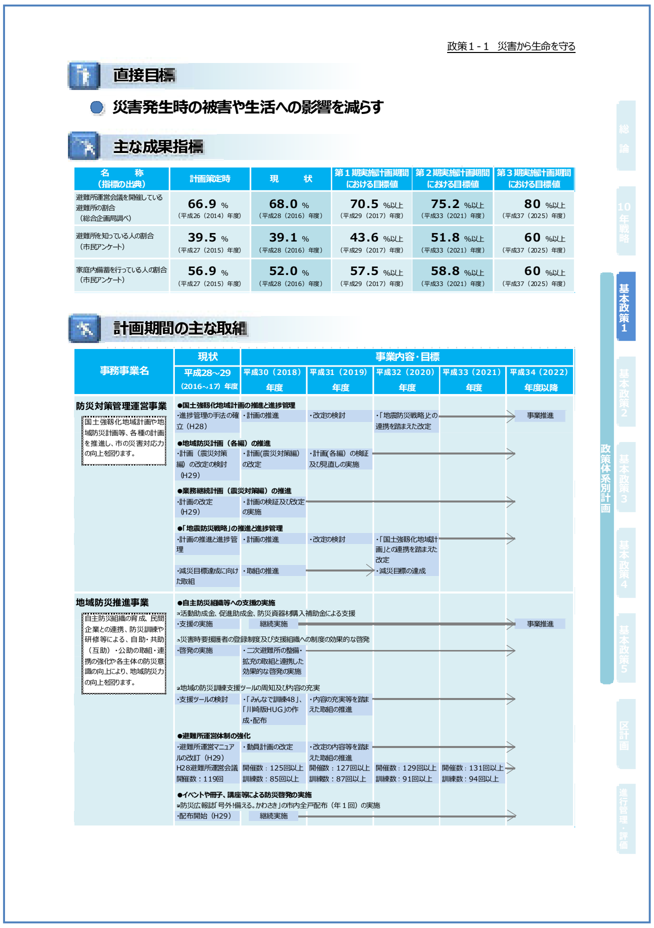
政策１-１　災害から生命を守る

直接目標

● 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合（総合企画局調べ）	66.9 %（平成26（2014）年度）	68.0 %（平成28（2016）年度）	70.5 %以上（平成29（2017）年度）	75.2 %以上（平成33（2021）年度）	80 %以上（平成37（2025）年度）
避難所を知っている人の割合（市民アンケート）	39.5 %（平成27（2015）年度）	39.1 %（平成28（2016）年度）	43.6 %以上（平成29（2017）年度）	51.8 %以上（平成33（2021）年度）	60 %以上（平成37（2025）年度）
家庭内備蓄を行っている人の割合（市民アンケート）	56.9 %（平成27（2015）年度）	52.0 %（平成28（2016）年度）	57.5 %以上（平成29（2017）年度）	58.8 %以上（平成33（2021）年度）	60 %以上（平成37（2025）年度）

計画期間の主な取組

事務事業名	現状 平成28～29（2016～17）年度	事業内容・目標 平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度以降
防災対策管理運営事業	●国土強靱化地域計画の推進と進捗管理					
地域防災推進事業	●自主防災組織等への支援の実施					

※「主な成果指標」の見方

主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時 ★1	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 （総務企画局調べ）	66.9 % （平成26（2014）年度）	68.0 % （平成28（2016）年度）	70.5 %以上 （平成29（2017）年度）	75.2 %以上 （平成33（2021）年度）	80 %以上 （平成37（2025）年度）
出火率 （火災件数／人口１万人） （消防局調べ） ★2	2.58 件 （平成22（2010）～26（2014）年の平均）	2.45 件 （平成24（2012）～28（2016）年の平均）	2.49 件以下 （平成25（2013）～29（2017）年の平均）	2.48 件以下 （平成29（2017）～33（2021）年の平均）	2.46 件以下 （平成33（2021）～37（2025）年の平均）
町内会・自治会加入率 （市民文化局調べ）	63.8 % （平成27（2015）年度）	63.2 % （平成28（2016）年度）	★3 64 %以上 （平成29（2017）年度）	64 %以上 （平成33（2021）年度）	64 %以上 （平成37（2025）年度）
住宅に関する市民の満足度 （まちづくり局調べ）	73 % （平成25（2013）年度）	－ （５年毎の調査による）	★4 ⇒	77 %以上 （平成30（2018）年度）	80 %以上 （平成35（2023）年度）
かわさき健幸プロジェクトの参加事業所数 （健康福祉局調べ）	第2期実施計画期間から新たに設定 ★5	246 事業所 （平成28（2016）年度）	－	300 事業所 （平成33（2021）年度）	400 事業所 （平成37（2025）年度）
日中活動系サービスの利用者数 （健康福祉局調べ）	4,324 人／月 （平成26（2014）年度）	4,740 人／月 （平成28（2016）年度）	4,865 人／月以上 （平成29（2017）年度）	6,228 人 （平成33（2021）年	★6 6,554 人／月以上 （平成37（2025）年度）

第３期障害福祉計画　　第４期障害福祉計画　　第５期障害福祉計画　　計画の改定で変更の可能性がある

★1 「計画策定時」では、第１期実施計画策定時点での数値を記載しており、「現状」では、当該指標における直近の数値を記載しています。これら数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、数値の下に年度等を示しています。

★2 複数年の実績の平均値を現状として指標としている場合や、実施計画策定時点では確定した数値がなく見込値となっている場合等、指標特有の理由があるものについても、現状の値の下にその旨を付記しています。

★3 各実施計画期間の「目標値」については、例えば、過去の指標の状況が下降傾向にあっても、取組を講じることで一定水準を維持すべき場合などには、各実施計画期間で同じ目標値を設定するなど、個々の指標の特性に応じて設定しています。

★4 目標達成を判断する時期は、基本的に、各実施計画期間の終期（第１期→H29（2017）、第２期→H33（2021）、第３期→H37（2025））としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、各期の目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。また、調査のタイミングにより、各実施計画期間にデータが取得できない場合は、各目標値を「⇒」で示しています。

★5 施策の効果測定の精度を向上させるため、第２期実施計画から一部の施策において、新たに成果指標を追加しています。

★6 総合計画と連携する計画に掲げている指標や、国の上位計画の指標等を本計画においても指標としている場合は、それらの計画の改定に応じて、指標の目標値を改定する場合があります。

※「計画期間の主な取組」の見方

計画期間の主な取組

事務事業名	現状 平成28～29 （2016～17）年度	事業内容・目標 平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34（2022） 年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	**●「臨海部防災対策計画」に基づく取組の推進** ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の改定	継続実施 →	→	→	→	事業推進
	●「津波避難計画」に基づく取組の推進 ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の推進	継続実施 →	→	→	→	★1
	○計画的な避難施設の増加に向けた取組の推進 H28津波避難施設数：全93か所	津波避難施設数：全93か所	津波避難施設数：全94か所	津波避難施設数：全95か所	津波避難施設数：全96か所 →	
	○実践的な訓練の実施や防災講座の開催 ・訓練等の実施	継続実施 →	→	→	→	★2
	○冊子等を活用した、津波避難情報等の効果的な周知 ・周知の実施	継続実施 →	→	→	→	
	○津波ハザードマップの配布による地域のリスクの周知 ・津波ハザードマップの更新（H28）	・マップの配布による地域のリスクの周知 →	→	→	→	
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。	**●新本庁舎の整備** ・基本設計・実施設計 ・環境影響評価手続の実施 ・旧本庁舎の解体完了（H29）	・実施設計 ・環境影響評価手続の実施	・工事着手 →	→	→	新本庁舎完成予定（H34）(2022) ★3
	●第２庁舎の解体と新本庁舎の整備に合わせた第２庁舎跡地広場の整備				・第２庁舎解体設計 →	跡地広場完成予定（H35）(2023)

★1 計画期間の各年度の取組の事業量や目指すべき指標については、「（）」内にその項目と数量を記載しています。

★2 現状（平成 28（2016）～29（2017）年度）と同様に、平成 30（2018）年度以降も取組を推進することとしているものについては、「継続実施→」で記載しています。また、ある年度の取組を一定期間継続して取組を推進することとしているものについては、「→」で記載しています。

★3 第 2 期実施計画期間外の平成 34（2022）年度以降の取組で、施設整備等の整備スケジュールや取組の目標として、特に表記すべき事項については、個別にその内容を記載しています。

政策体系別計画　目次

基本政策	政策	施策	掲載ページ
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり			P90
	政策 1-1 災害から生命を守る		P91
		施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	P92
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	P97
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	P99
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	P102
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	P107
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる		P109
		施策 1-2-1 防犯対策の推進	P110
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	P113
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	P116
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	P119
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える		P122
		施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	P123
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	P127
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる		P130
		施策 1-4-1 総合的なケアの推進	P131
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	P137
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	P141
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	P144
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	P147
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	P150
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	P154
	政策 1-5 確かな暮らしを支える		P157
		施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	P158
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	P162
	政策 1-6 市民の健康を守る		P164
		施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	P165
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	P169
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	P173
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			P178
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		P179
		施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	P180
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	P183
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	P187
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	P190
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する		P193
		施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	P194
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	P201
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	P205
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上	P208
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する		P211
		施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	P212
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	P214
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり			P218
	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる		P219
		施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	P220

基本政策	政策	施策	掲載ページ
	政策 3-2 地域環境を守る		P223
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	P224
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	P227
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		P231
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	P232
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	P235
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	P239
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	P241
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	P244
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり			P248
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		P250
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	P251
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	P254
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	P258
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	P262
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		P265
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	P266
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	P268
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	P271
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	P274
		施策 4-2-5 ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上	P276
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		P279
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	P280
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	P283
	政策 4-4 臨海部を活性化する		P286
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	P287
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	P291
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	P295
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		P298
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	P299
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	P303
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		P306
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	P307
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	P310
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		P312
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	P313
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	P316
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	P319
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	P322
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		P326
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	P327
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	P332
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	P338
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		P341
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	P342
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	P345
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり			P350
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		P351
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	P352

基本政策	政策	施策	掲載ページ
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	P356
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	P359
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		P362
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	P363
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	P367

Ⅳ 進行管理と評価

1　計画の進行管理

　少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

　総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCA サイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築しています。

（１）総合計画における進行管理

　総合計画では、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施しています。

川崎市総合計画における進行管理の全体概要

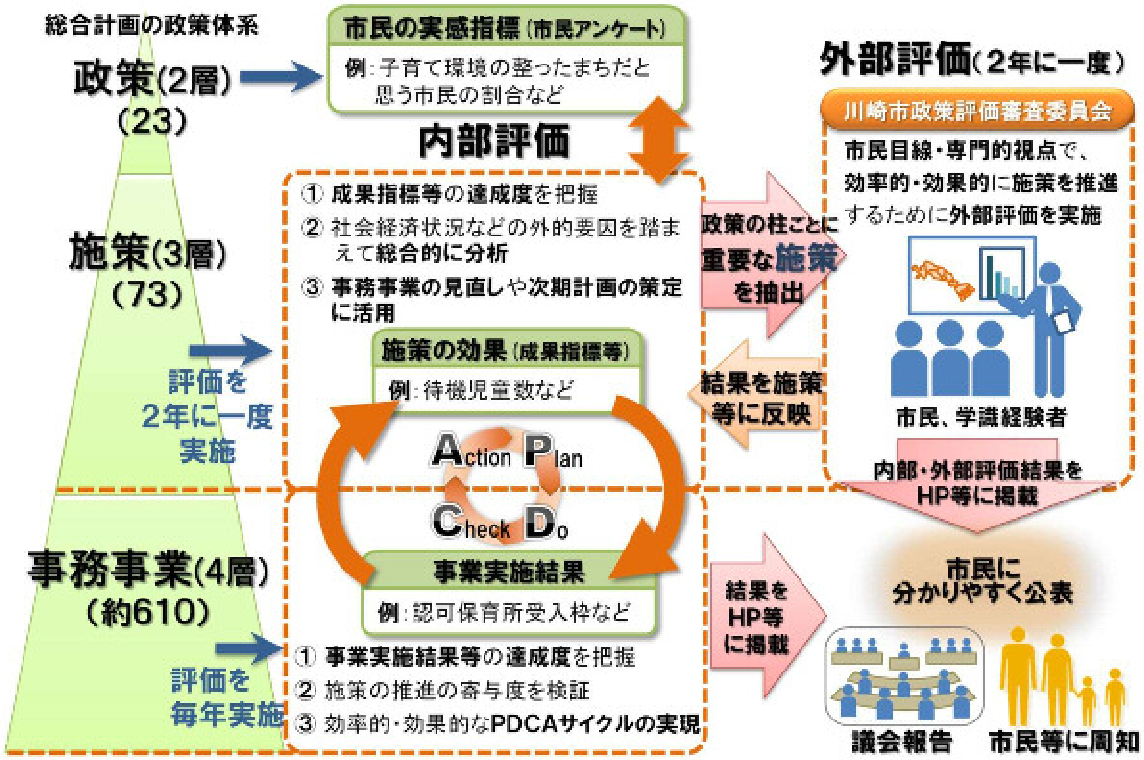

進行管理のポイント

- ✧ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ✧ 指標を活用した評価を実施し、総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

① 内部評価等

● **政策に関する効果の測定**

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● **施策に関する評価**

市の取組の効果を示す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● **事務事業に関する評価**

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

② 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

有識者や市民の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

（２） 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、２年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

評価スケジュール

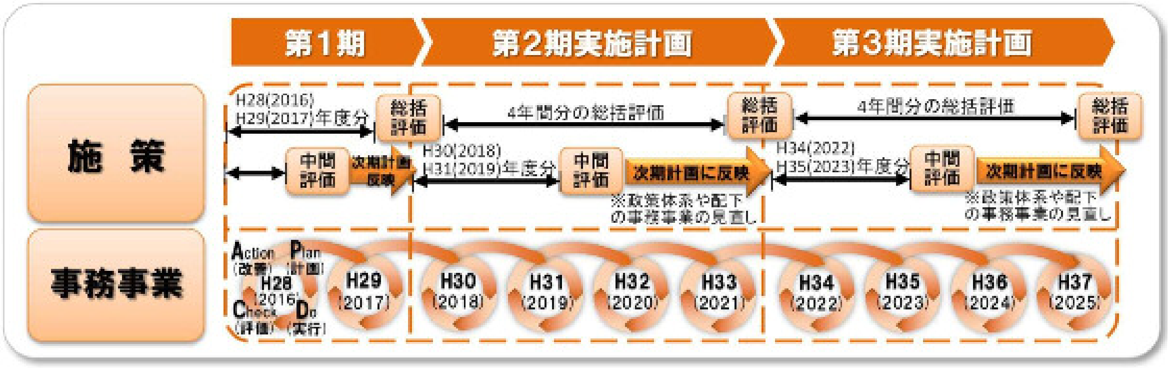

（３）附属機関（川崎市政策評価審査委員会）による外部評価

① 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施し、より効果的に施策を推進します。

② 外部評価の対象は、委員の意見も踏まえ、政策ごとに施策を選定し、領域別に分けた部会の中で、施策の説明を十分に行い、市の取組を重点的に審議します。

③ 委員会で出された意見については、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や次期実施計画に活用します。

川崎市政策評価審査委員会の概要

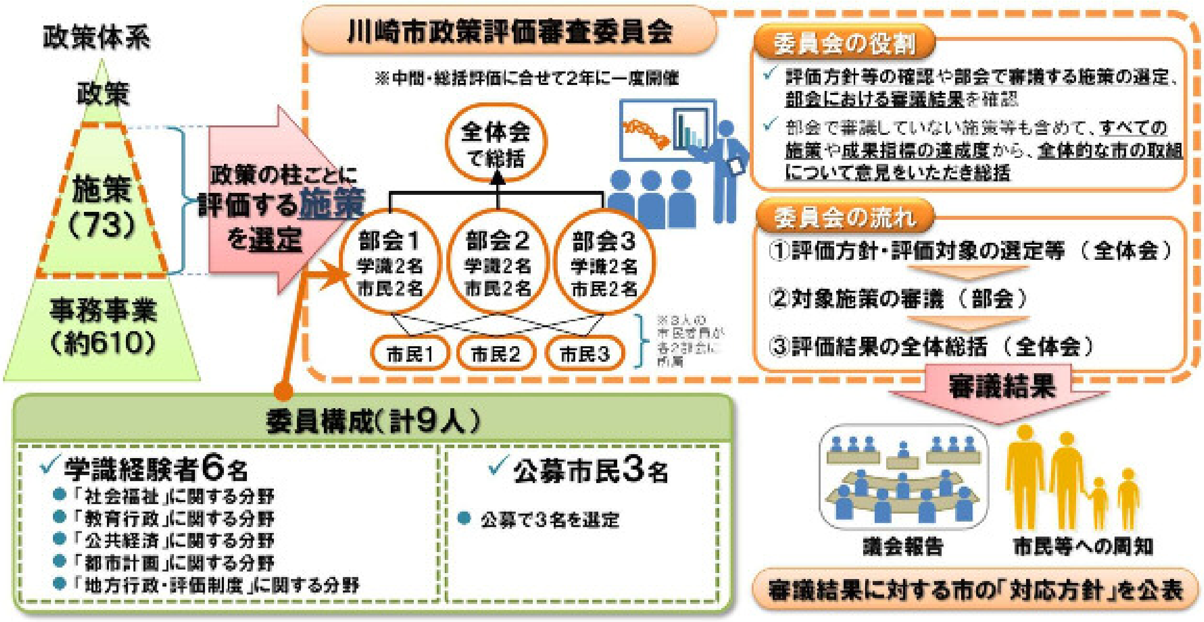

2　市民の実感指標

総合計画策定時（平成 27（2015）年度）に実施した「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果を基に、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね 10 年後を想定した市民の実感を目標として設定しています。

実施計画の策定や中間・総括評価のタイミングで、同様のアンケートを実施し、内部・外部の評価の参考指標として活用するなど、市民目線での施策等の推進につなげます。

目標設定の考え方

- 川崎市民を対象とした郵送調査と全政令市の市民を対象とした WEB 調査を実施し、設問は郵送・WEB ともに同様の項目（他政令市は居住の市の状況）で設定
  - ・ 郵送調査…本市の現状を示す値として活用
  - ・ ＷＥＢ調査…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用
- 市民アンケートを５段階の評価等（①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等）で実施した結果を基に、郵送調査の積極的な回答の割合（①そう思う＋②やや思う）を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定
- 郵送調査の本市の結果とＷＥＢ調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定

目標の設定方法

本市と他政令市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも高い	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 （現状以上 ＝『最高水準を維持』）
	上記以外	他政令市の最高値をめざした目標値を設定 （現状 ＋ 最高値との差(1～10%)）
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも低い	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 （現状 ＋ 全政令市との差(1～10%)）	

市民の実感指標の見方

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 (H27)〔2015〕	現状 (H28)〔2016〕	目標 (H37)〔2025〕
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 （市民アンケート）	15.6%	**23.1%**	**25%以上**

- 市民の実感指標の名称：市民アンケート（郵送・ＷＥＢ調査）の設問
- 計画策定時：郵送調査（平成 27（2015）年度）の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定
- 現状：第２期実施計画策定に向けて実施した郵送調査（平成 28（2016）年度）の結果
- 目標：ＷＥＢ調査（平成 27（2015）年度）による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査（平成 27（2015）年度）による本市の現状の割合との比較により、目標を設定（５％単位で設定）

3　施策の成果指標

（1）成果指標の活用

総合計画における施策の取組については、市民の視点に立脚した指標により、分かりやすい評価の結果を公表するために、成果指標の考え方を活用した目標設定を行っています。また、目標の評価の結果を施策・事業等に適切に反映していくことで、総合計画の着実な実行と進行管理を図ります。

> **※　成果指標とは**
> 行政がお金や人・労働時間などを投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）をあらわす指標に対し、行政が施策の取組等を行ったことにより、市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を成果指標と言います。成果指標を設定することで、施策の達成度を分かりやすく示すことができます（次頁　活動指標と成果指標について参照）。

活動指標と成果指標について

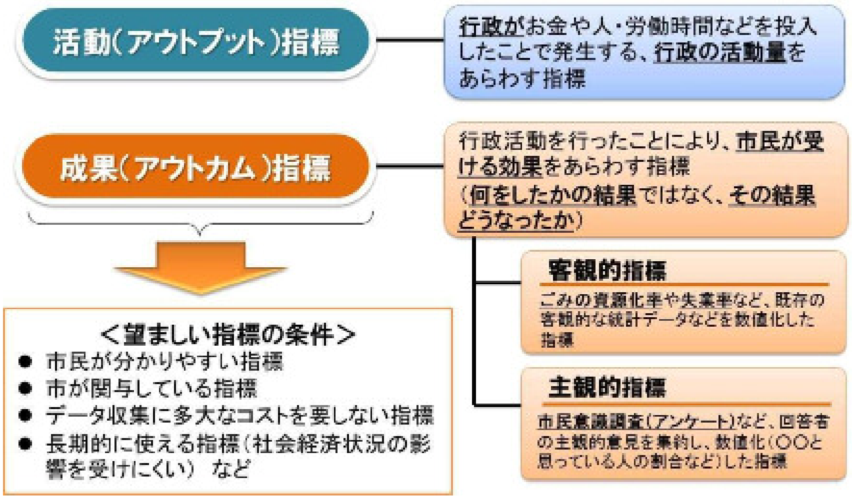

（2）施策の指標設定の考え方

原則として成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を各施策に設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、基本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が、効果が分かりやすい場合等は、アウトプット（活動量）指標等を用いるなど、それぞれの施策の特性に応じた指標の設定を行っています。第２期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会等の意見を受けて、施策の効果測定の精度を向上させるため、新たに成果指標を追加しています。

アウトプット指標とアウトカム指標の違い

予算、人件費等	事業の実施	アウトプット指標	アウトカム指標	
キャンペーンちらし代、委託費、人件費等	路上喫煙防止キャンペーンの実施	路上喫煙防止キャンペーンの実施回数	路上喫煙者割合	安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合
保育所設計費、建設費、人件費等	認可保育所の整備	保育所の整備数	待機児童者数	子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合
啓発資料印刷費用、広告掲出費、人件費等	ごみの減量・分別・リサイクル推進啓発イベントの実施	・イベント開催回数 ・啓発資料配布部数	・ごみ焼却量 ・資源化率の向上	ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合

（３）指標の目標期間

各実施計画の目標を設定しつつ、計画期間開始時から 10 年後の最終年度（平成 37（2025）年度）に向けて達成すべき目標値を設定しています。

第1期実施計画
（H28〔2016〕～29〔2017〕）

第2期実施計画
（H30〔2018〕～33〔2021〕）

第3期実施計画
（H34〔2022〕～37〔2025〕）

※　指標に、数年に一度実施する調査データ等を活用している場合は、目標達成を判断する時期がその調査に依拠するため、直近の調査結果等により、目標達成の状況を評価します。

（例）第２期実施計画の目標値の評価
５年に一度の全国○○調査を指標に活用（H32〔2020〕に実施）
⇒　H32（2020）に計画期間の目標値の達成状況を確認

（４）施策の指標の目標値設定の考え方

施策の指標における目標値について、第１期実施計画では次のような考え方を参考に、設定しています。

第２期実施計画では、第１期実施計画の実績値が、第３期実施計画の目標値に達した場合など、必要に応じて目標値を変更しています。

①　既存計画の目標値

総合計画と連携する計画や国・県等の計画に位置づけられた目標値、法令上に定められた目標値等、すでに所与の数値目標があり、本市としてそれらの計画等に基づいて施策を推進すべき状況にある場合は、それらの計画等による目標値を設定しています。

②　他都市等との比較による目標値

本市の現状を他都市等と比較することにより、めざすべき目標を導き出し、一定の水準（他都市等の平均値、最高値等）を目安とした目標値を設定しています。

③　最大限の工夫により達成すべき目標値

過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定しています。

資料編

■ 川崎市基本構想

平成２７年１２月１５日 議決

Ⅰ 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の 30 年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

Ⅱ めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、５つの基本政策に取り組みます。

1　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

3　市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4　活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域

資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

■ 川崎市基本計画

平成２７年１２月１５日 議決

Ⅰ 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める５つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

Ⅱ 目標年次及び計画の位置づけ

平成 28（2016）年度からの概ね 10 年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

Ⅲ 「政策」の基本方向

基本政策１ 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策 1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策 1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策 1-6　市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

基本政策 2　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策 2-1　安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策 2-2　未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策 2-3　生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策 3　市民生活を豊かにする環境づくり

政策 3-1　環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策 3-2　地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

政策 3-3　緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策４　活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策 4-1　川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策 4-2　新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行やＩＣＴ（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでもＩＣＴを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策 4-3　生き生きと働き続けられる環境をつくる

10 年後の平成 37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

政策 4-4　臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策 4-5　魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策 4-6　良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策 4-7　総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策 4-8　スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけではなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策 4-9　戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたくなる川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策 5　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策 5-1　参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策 5-2　人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

■　計画の策定経過

1　市民等への説明経過

（１）出前説明会

第２期実施計画の素案について、以下のような各種団体への出前説明会を実施しました。

・ 川崎商工会議所
・ 川崎市医師会
・ 川崎市社会福祉協議会
・ 川崎市ＰＴＡ連絡協議会
・ 川崎市子ども・子育て会議
・ 全町内会連合会
・ 区（地区）町内会連合会　　など

●「出前説明会」の実施状況

実 施 期 間	開 催 数	参 加 者 数
平成 29（2017）年 11 月 28 日～ 平成 29（2017）年 12 月 22 日	34 回	707 人

（２）市民車座集会

「市民車座集会」では、「第２期実施計画　素案」とともに「行財政改革第２期プログラム　素案」についても説明し、御意見を伺いました。

●「市民車座集会」の実施状況

開催日	会場	参加者(人)	意見数(件)	発言者数(人)
平成 29（2017）年 12 月 16 日(土)	10：00～　麻生市民館 15：00～　中原区役所	約 150	42	21

（３）その他の取組

パブリックコメント手続やホームページ上での意見募集などの取組もあわせて進めました。

●「総合計画第２期実施計画　素案」に関するパブリックコメント手続実施結果

意見提出方法	意見提出者数	意 見 数
メール・マルチフォーム	34 人	72 件
ファックス	48 人	87 件
郵　便	4 人	15 件
持　参	1 人	1 件
車座集会当日に提出されたもの	11 人	26 件
合　計	98 人	201 件

2　職員参加による計画策定

職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への職員参加も重要

な視点であることから、策定作業方針に基づき各局区の本部や各種ワーキンググループを立ち上げました。このような体制の中ですべての職員が課題意識を持って計画策定に取り組みました。

3　行財政改革第２期プログラム等との連携

中長期的な財政状況の見通しや「今後の財政運営の基本的な考え方」の改定等を踏まえて、行財政改革第２期プログラムの策定作業と連携しながら第２期実施計画の策定作業を進めることにより、将来に向けて真に必要な政策・施策の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を図りました。

4　策定推進体制（川崎市総合計画策定推進本部）

第２期実施計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。

本部長が本部員（各局区の局長等）を招集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総務企画局長が企画主管（企画担当課長等）を招集して推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

各局区においては、策定作業方針に基づき設置した、局本部、区本部において、それぞれの政策分野や地域ごとの課題等について検討を進めました。

5　策定推進体制（川崎市総合計画策定推進本部）

年	月日	内容
平成 29（2017）年	２月７日	「第２期実施計画作業方針」の庁内への通知
	４月 13 日	「第２期実施計画策定方針」の公表
	４月～５月	各局区本部設置
	５月 25 日	「第２期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」の公表
	８月 29 日	「第２期実施計画　基本的な考え方」の公表
	11 月 27 日	「第２期実施計画　素案」の公表
	11 月 28 日	パブリックコメント手続の実施（12 月 27 日まで）
	12 月 16 日	市民車座集会の開催
平成 30（2018）年	２月６日	「第２期実施計画　案」の公表
	３月 20 日	「第２期実施計画」の策定・公表

■ 平成 28（2016）年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要

（1）調査の目的・概要

● 平成 28（2016）年３月に策定した「川崎市総合計画」におけるさまざまな分野の市の取組について、市民生活の向上にどのようにつながったかを分かりやすく示すために設定した「市民の実感指標」が、掲げた目標にどれだけ近づくことができたのか進捗状況を確認するため、アンケート調査を実施しました（H29（2017）.1.25～2.24）。

調査対象	**川崎市在住**の満 **18** 歳以上の男女個人
調査数	**3,000** 人
調査方法	郵送法
有効回収数	**1,135** 標本
有効回収率	**37.8**%
調査内容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、**川崎市民**の生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：29 項目）
回答肢	**●5 段階評価方式** ①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない **●2 項目選択方式（有無）** ※アンケート項目 No.8 及び No.27 のみ ①ある ②ない
調査結果の用途	川崎市総合計画において設定した「市民の実感指標」を確認し、第 2 期実施計画の策定や市の取組改善等に活用します。

（2）調査項目

No	設問	略称
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	災害
2	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	安全・安心
3	上下水道サービスについて満足しているか	上下水道
4	高齢者や障害者がいきいきと生活できる環境が整っていると思うか	福祉環境
5	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	社会保障
6	安心して医療を受けることができると感じているか	医療
7	子育て環境の整ったまちだと思うか	子育て
8	この１年間に生涯学習をしたことがあるか **（有無）**	生涯学習
9	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	地域貢献
10	環境に配慮した生活を送っているか	環境（自）
11	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	空気・川
12	ごみを減らす取組を行っているか	ごみ減量
13	市内にある自然や公園に満足しているか	自然・公園
14	住環境（住みやすさ）に満足しているか	住環境
15	市が働きやすいまちだと思うか	労働環境

No	設問	略称
16	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか	産業活力
17	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか	新ビジネス
18	ICT の活用が進んでいると思うか	ICT 推進
19	臨海部の経済活動が盛んであると思うか	臨海部
20	市内の拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）周辺に魅力や活気はあると思うか	拠点駅
21	市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺について、にぎわいや魅力があると思うか	地域拠点駅
22	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか	まち並み
23	交通利便性の高いまちだと思うか	交通利便性
24	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか	文化・芸術
25	スポーツの盛んなまちだと思うか	スポーツ
26	市に、魅力やよいイメージがあると思うか	市の魅力
27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか **（有無）**	地域活動
28	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか	市民参画
29	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか	人権・平和

（3）調査結果

No.	積極的評価（①+②）		前回比増減	①そう思う（はい）	前回比増減	②ややそう思う	前回比増減	中間的評価（③どちらともいえない）		前回比増減	消極的評価（④+⑤）		前回比増減	④あまりそう思わない	前回比増減	⑤そう思わない（いいえ）	前回比増減
1	**23.1%**	↗	+7.5pt	4.3%	+0.2pt	18.8%	+7.3pt	56.1%	↗	+0.7pt	20.0%	↘	▲7.3pt	13.0%	▲1.7pt	7.0%	▲5.6pt
2	**63.3%**	↗	+9.3pt	23.0%	+1.1pt	40.3%	+8.2pt	24.1%	↘	▲8.3pt	11.8%	↘	▲0.9pt	8.0%	+0.7pt	3.8%	▲1.6pt
3	**63.0%**	↗	+2.4pt	32.1%	+0.7pt	30.9%	+1.7pt	26.5%	↗	+0.4pt	9.6%	↘	▲2.7pt	5.3%	▲0.1pt	4.3%	▲2.6pt
4	**26.6%**	↗	+5.9pt	5.0%	0.0pt	21.6%	+5.9pt	48.4%	↘	▲1.5pt	24.0%	↘	▲4.7pt	14.0%	+0.2pt	10.0%	▲4.9pt
5	**20.7%**	↗	+4.1pt	4.9%	▲0.4pt	15.8%	+4.5pt	58.0%	↗	+2.2pt	20.2%	↘	▲6.1pt	12.6%	▲0.8pt	7.6%	▲5.3pt
6	**60.4%**	↗	+6.6pt	24.3%	+1.7pt	36.1%	+4.9pt	24.7%	↘	▲0.9pt	14.0%	↘	▲6.0pt	8.0%	▲2.5pt	6.0%	▲3.5pt
7	**31.2%**	↗	+4.3pt	9.3%	+2.9pt	21.9%	+1.4pt	45.0%	↗	+3.1pt	22.4%	↘	▲7.0pt	13.0%	▲1.1pt	9.4%	▲5.9pt
8	**22.3%**	↘	▲2.9pt	22.3%	▲2.9pt	-	-	-	-	-	76.7%	↗	+3.8pt	-	-	76.7%	+3.8pt
9	**51.2%**	↗	+0.4pt	24.9%	▲4.1pt	26.3%	+4.5pt	32.4%	↗	+2.4pt	15.1%	↘	▲2.1pt	7.0%	▲0.9pt	8.1%	▲1.2pt
10	**53.3%**	↗	+0.1pt	15.2%	▲2.0pt	38.1%	+2.1pt	33.3%	↗	+0.2pt	12.2%	↗	+0.2pt	8.0%	+1.6pt	4.2%	▲1.4pt
11	**57.1%**	↗	+1.5pt	25.0%	+0.2pt	32.1%	+1.3pt	27.7%	↘	▲0.7pt	14.1%	↘	0.0pt	7.7%	+0.8pt	6.4%	▲0.8pt
12	**84.2%**	↘	▲2.4pt	53.8%	▲3.9pt	30.4%	+1.5pt	9.5%	↗	+1.4pt	5.2%	↗	+1.6pt	3.8%	+1.5pt	1.4%	+0.1pt
13	**48.7%**	↗	+4.3pt	18.0%	+1.6pt	30.7%	+2.7pt	28.2%	↘	▲1.9pt	22.1%	↘	▲1.7pt	12.7%	▲0.1pt	9.4%	▲1.6pt
14	**66.0%**	↗	+6.4pt	26.4%	+2.3pt	39.6%	+4.1pt	19.9%	↘	▲2.3pt	12.6%	↘	▲3.9pt	7.8%	▲0.6pt	4.8%	▲3.3pt
15	**34.8%**	↗	+5.2pt	10.7%	+2.0pt	24.1%	+3.2pt	53.5%	↘	▲2.0pt	9.9%	↘	▲3.5pt	6.7%	+0.7pt	3.2%	▲4.2pt
16	**36.2%**	↗	+7.9pt	8.1%	+1.0pt	28.1%	+6.9pt	49.4%	↘	▲5.1pt	13.2%	↘	▲2.6pt	8.9%	▲0.9pt	4.3%	▲1.7pt
17	**25.6%**	↗	+1.2pt	8.2%	+1.2pt	17.4%	0.0pt	50.1%	↗	+2.4pt	23.4%	↘	▲2.9pt	15.4%	+0.8pt	8.0%	▲3.7pt
18	**28.7%**	↗	+5.8pt	6.8%	+1.6pt	21.9%	+4.2pt	53.7%	↘	▲2.2pt	16.5%	↘	▲2.1pt	10.7%	+0.4pt	5.8%	▲2.6pt
19	**28.7%**	↗	+1.3pt	8.0%	▲1.7pt	20.7%	+3.0pt	56.9%	↗	+1.1pt	12.8%	↘	▲1.3pt	9.1%	+1.2pt	3.7%	▲2.5pt
20	**72.8%**	↗	+2.8pt	35.1%	+1.4pt	37.7%	+1.4pt	18.3%	↗	+0.9pt	8.5%	↘	▲2.7pt	4.7%	▲1.5pt	3.8%	▲1.2pt
21	**42.2%**	↘	▲10.4pt	14.4%	+2.9pt	27.8%	▲13.3pt	26.4%	↗	+6.9pt	30.4%	↗	+4.4pt	16.7%	▲1.4pt	13.7%	+5.8pt
22	**34.6%**	↗	+4.8pt	9.0%	+1.9pt	25.6%	+2.9pt	37.7%	↘	▲1.2pt	27.6%	↘	▲2.6pt	15.9%	+0.3pt	11.7%	▲2.9pt
23	**64.2%**	↗	+2.3pt	33.5%	▲1.2pt	30.7%	+3.5pt	17.7%	↘	▲0.7pt	17.7%	↘	▲1.0pt	9.9%	▲0.1pt	7.8%	▲0.9pt
24	**50.2%**	↗	+2.2pt	15.8%	+0.5pt	34.4%	+1.7pt	36.7%	↘	▲0.9pt	12.2%	↘	▲0.8pt	8.1%	▲0.2pt	4.1%	▲0.6pt
25	**53.9%**	↗	+6.3pt	16.2%	+1.2pt	37.7%	+5.1pt	35.9%	↘	▲3.4pt	9.3%	↘	▲2.2pt	6.6%	▲0.6pt	2.7%	▲1.6pt
26	**37.5%**	↘	▲3.2pt	11.1%	+3.1pt	26.4%	▲6.3pt	38.3%	↘	▲3.2pt	23.3%	↗	+5.6pt	14.2%	+2.2pt	9.1%	+3.4pt
27	**25.3%**	↘	▲5.0pt	25.3%	▲5.0pt	-	-	-	-	-	74.2%	↗	+5.7pt	-	-	74.2%	+5.7pt
28	**22.5%**	↗	+4.3pt	6.3%	+1.6pt	16.2%	+2.7pt	53.3%	↗	+2.5pt	22.9%	↘	▲6.8pt	14.4%	▲0.7pt	8.5%	▲6.2pt
29	**21.0%**	↗	+0.9pt	4.4%	▲0.4pt	16.6%	+1.3pt	58.2%	↘	▲0.4pt	20.1%	↗	+0.4pt	12.9%	+2.4pt	7.2%	▲2.0pt
	前回比増減の平均		+2.5pt		+0.3pt		+2.5pt			▲0.4pt			▲1.7pt		0.0pt		▲1.7pt

■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

≪成果指標一覧の例≫

【指標の考え方】
各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】
成果指標一覧に示す年度の表記で、「H●●」と記載しているものについては、「平成●●年度」を表しています。

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第１期	指標の目標値 第２期	指標の目標値 第３期	目標値の考え方
政策1-1　災害から生命を守る									
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進									
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす								
1	**避難所運営会議を開催している避難所の割合**（総務企画局調べ）	算出方法：避難所運営会議開催か所数（119 か所）／避難所数（175 か所）×100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%（H26）〔2014〕	68.0%以上（H28）〔2016〕	70.5%以上（H29）〔2017〕	75.2%以上（H33）〔2021〕	80%以上（H37）〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。

【算出方法】
「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。
また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】
「策定時」は、第１期実施計画を策定した時点での値です。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】
指標を設定した時の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。
※第１期実施計画策定時から、第２・３期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

基本政策１　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策1-1　災害から生命を守る								
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進								
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1	**避難所運営会議を開催している避難所の割合** （総務企画局調べ） 算出方法：避難所運営会議開催か所数（119か所）／避難所数（175か所）×100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9% （H26） 〔2014〕	68.0% （H28） 〔2016〕	70.5% 以上 （H29） 〔2017〕	75.2% 以上 （H33） 〔2021〕	80% 以上 （H37） 〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。 引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
2	**避難所を知っている人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の避難所の確認を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民（避難所を知っている市民）や、自宅避難が可能な世帯（家庭内備蓄を行っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5% （H27） 〔2015〕	39.1% （H28） 〔2016〕	43.6% 以上 （H29） 〔2017〕	51.8% 以上 （H33） 〔2021〕	60% 以上 （H37） 〔2025〕	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。 一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
3	**家庭内備蓄を行っている人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合		56.9% （H27） 〔2015〕	52.0% （H28） 〔2016〕	57.5% 以上 （H29） 〔2017〕	58.8% 以上 （H33） 〔2021〕	60% 以上 （H37） 〔2025〕	
施策1-1-2　地域の主体的な防災まちづくりの推進								
直接目標	地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす							
1	**重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合** （まちづくり局調べ） 算出方法：地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20% （H27） 〔2015〕	16.8% （H28） 〔2016〕	25% 以上 （H29） 〔2017〕	30% 以上 （H32） 〔2020〕	35% 以上 （H37） 〔2025〕	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査（H21）〔2009〕で想定された火災延焼による建物被害を、地震防災戦略計画期間（H32）〔2020〕までのできるだけ早期に3割削減の達成をめざす。
2	**火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率** （まちづくり局調べ） 算出方法：火災延焼リスクの高い18地区における（4m未満道路延長（116 km）＋4～6m道路延長（170 km）×建物老朽度による閉塞確率）／総延長（460 km）×100（%） ※都市計画基礎調査のデータ（5年ごと）、建物登記データ及び一部推計	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させる恐れがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭あい道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	第２期実施計画から新たに設定	43% （H29） 〔2017〕	―	40% 以下 （H33） 〔2021〕	37% 以下 （H37） 〔2025〕	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上をめざす。

川崎市総合計画　第２期実施計画

平成 30（2018）年３月

（問い合わせ）
川崎市　総務企画局　都市政策部　企画調整課
ＴＥＬ　０４４－２００－２５５０
ＦＡＸ　０４４－２００－０４０１
E-mail　17kityo@city.kawasaki.jp